

ID: 1765

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の変更認可		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第80条の4		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第80条の4の規定による。 (低未利用土地利用促進協定の変更)</p> <p>第80条の4 第80条の2第2項から第4項まで及び前条の規定は、低未利用土地利用促進協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日